

佐賀県医療センター好生館 外科用イメージ 調達業務仕様書

1. 機器構成

機器名				数量
外科用イメージ				一式
1 - 1	品名		メーカー名	数量
内 訳	①	外科用 X 線テレビシステム OPESCOPE ACTENO FD type	株式会社島津製作所	1
	①-1	ハンドスイッチオプション	株式会社島津製作所	1
	①-2	無線フットスイッチオプション	株式会社島津製作所	1
	①-3	レーザーポインタ (FPD 側)	株式会社島津製作所	1
	①-4	ヒートパイプ(冷却効率アップ)オプション	株式会社島津製作所	1
	①-5	C アーム台車 LCD 透視画像表示、タッチフォーカス	株式会社島津製作所	1
	①-6	無線 DICOM キット	株式会社島津製作所	1
1-2	①外科用 X 線テレビシステム OPESCOPE ACTENO FD type は以下の項目を満たすこと			
1-2-1	上下動折り畳みが可能であり、高輝度モニタを有すること			
1-2-2	X線高電圧発生器は定格 2kW 以上であること			
1-2-3	X線管は 0.6mm、100kHU であること			
1-2-4	自動可動絞り機能を有すること			
1-2-5	バーチャルコリメータ機能を有すること			
1-2-6	バーチャル画像回転機能を有すること			
1-2-7	オートフィルタ機能を有すること			
1-2-8	透視線量表示を有すること			
1-2-9	ドクターハンドルを有すること			
1-2-10	ファイバグリッドは 9 インチであること			
1-2-11	透視パルスレートは複数選択でき、最大 15fps 以上であること			
1-2-12	C アームのロックは全方向において電磁ロック式であること			
1-2-13	C アームの上下動操作が手動で行えること			
1-2-14	1-1 の①-1 で挙げたハンドスイッチオプションを有すること			

1-2-15	1-1 の①-2 で挙げた無線フットスイッチオプションを有すること
1-2-16	1-1 の①-3 で挙げたレーザーポインタ(FPD 側)を有すること
1-2-17	1-1 の①-4 で挙げたヒートパイプ(冷却効率アップ)オプションを有すること
1-2-18	1-1 の①-5 で挙げた C アーム台車 LCD 透視画像表示、タッチフォーカスを有すること
1-2-19	1-1 の①-6 で挙げた無線 DICOM キットを有すること
1-3	ネットワーク機能及び接続については、以下の項目を満たすこと
1-3-1	DICOM Storage に対応可能であること
1-3-2	DICOM MWM に対応可能であること
1-3-3	DICOM MPPS に対応可能であること
1-3-4	DICOM RDSR に対応可能であること
1-3-5	既設の PACS と、DICOM Storage 接続を行うこと
1-3-6	DICOM MWM ライセンスを有し、既設 RIS システムと接続すること
1-3-7	上記項目に挙げた連携接続の費用については、今回の調達範囲に含むものとする

2. その他接続に関して

- ① 移動型 X 線透視診断装置について、当館で運用している「放射線情報管理システム」との接続連携を想定している。
- ② ①で示した「放射線情報管理システム」については、富士フイルムメディカル社製放射線情報管理システム「F-RIS」であることを明示する。
- ③ 移動型 X 線透視診断装置については、当館で運用している「医用放射線画像管理システム」との連携を想定している。
- ④ ③で示した「医用放射線画像管理システム」については、富士フイルムメディカル社製「SYNAPSE」であることを明示する。
- ⑤ 上記項目に挙げた連携接続の費用については、今回の調達範囲に含むものとする。

3. その他納入に関して

- ① 令和 9 年 3 月 31 日までに、本仕様書に掲げる機器について、搬入・設置・据付・調整等を確実に完了し、安定した稼働ができるようにすること。
- ② 機器の搬入、設置調整、組み立て費及び接続費は、今回の調達範囲に含むこと。(一次側設備[電気・空調・給排水等]費用は含まない)
- ③ 納入前に、納入先担当者と納入スケジュールを確認し、合意の得られた日程で作業を進めること。また、計画書類を提出する等をし、情報の齟齬が無いように努めること。
- ④ 機器の設置調整にあたっては、当館スタッフとの協議の上、その指示によること。また、搬入の際には納入業者が立ち会うこととし、当館に損傷を与えないように注意を払うよう努め、必要がある場合、搬入経路に養生等を施すこと。
- ⑤ 当館の建物および設備等に損傷を与えた場合、納入業者の責任において現状復旧すること。

と。

- ⑥ 機器設置にあたって、使用許可等関係行政機関への申請が必要な場合は、書類作成のための資料等を提供すること。
- ⑦ 機器やシステムの納入から起算して1年間（可能であれば納入後1年半）は、それらの修理及び保守について無償で行うこと。
- ⑧ 落札業者及びメーカーにおいて、機器等に各種障害が発生した際に早急な復旧を可能にするサービス体制を構築しており、当館に対してその証明が可能であること。
- ⑨ 機器の故障や不具合に対して、夜間及び土日祝日、年末年始等当館の通常営業時間外においても修理等の対応、連絡体制が整備されていること。
- ⑩ 機器やシステムに関して当館からの依頼がある場合、30分～1時間以内に担当者が到着し、対応できる体制が整備されていること。
- ⑪ 操作マニュアルは、日本語版を当館が必要とする部数提供すること。
- ⑫ 納入期限までに、当館の指示や指定する条件に基づき、当館職員の立会いのもとで動作確認を行うこと。
- ⑬ 取り扱い説明に関する教育訓練は、当館の医療職員(医師・看護師・コメディカル等)2名以上に対し、当館が指定する日時・場所で実施すること。
- ⑭ 納入後1年間に行った調整及び修理等のすべての作業については、当館担当者に報告すること。
- ⑮ 納入後1年間は、必要に応じ、電話・現場立ち合いにより教育訓練を実施することとし、その経費については無償とすること。

4. セキュリティ対策

- ① 当館がセキュリティ対策の状況を確認するため、チェックリスト・その他の資料の提出を求めた場合は、その時点における対応状況について、虚偽なく、速やかかつ誠実に回答すること。
- ② リモート保守に関する情報・その他セキュリティに関して、当館から説明又は資料の提出を求められた場合は、速やかかつ誠実に対応すること。
- ③ 関係法令及び適用される各種ガイドラインを踏まえ、必要な安全管理措置を講じるよう努めるとともに、当館からその対応状況について説明を求められた場合は、速やかかつ誠実に回答すること。
- ④ 本仕様書に掲げる機器又はシステムの保守、修理、搬出、その他の作業に際して患者情報・その他の個人情報又は機密情報を取り扱う場合は、これらの情報の漏えい、滅失又は毀損を防止するため、適切な安全管理措置を講じること。
- ⑤ 本仕様書に掲げる機器又はシステム、若しくは本仕様書に掲げる機器又はシステムの提供に関連して、当館の情報資産又は業務に影響を及ぼし、若しくは及ぼすおそれのあるサイバー攻撃、情報漏えい、その他のセキュリティインシデントを認知した場合は、速やかに当館へ報告するとともに、被害の拡大防止、原因究明及び復旧等について当館に協力すること。